

# 令和元年度

## 第2回 水戸市堀原市民センター運営審議会

日 時 令和2年3月2日(月)

午後1時30分から

場 所 水戸市堀原市民センター

コミュニティルーム

### 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1)令和元年度行事報告について

(2)令和元年度利用状況について

(3)令和2年度定期講座募集(案)について

(4)その他

4 閉 会

水戸市堀原市民センター

## (1) 令和元年度行事報告について

## ■行事報告

行事名	期 日	内 容	参加者数	備 考
定期講座申し込み受付	4/2～4/12	教室(1)・クラブ(26)	544	
さくらまつり	4/5～4/12	さくらのライトアップ	240	
定期講座開講	5/7～随時	教室(1)・クラブ(26)	544	
高齢者クラブ清掃奉仕活動	5/7	連合会による市民センター敷地内除草	68	
堀原大学	6/12	開講式・音楽鑑賞 (茨城県警察音楽隊)	96	茨城県警察本部 音楽隊
	7/10	健康講座「健康体操」	38	クラブ講師 横山 秀峰
	9/11	音楽鑑賞「琴と尺八, 中南米音楽」	53	茨大中南米 音楽研究会
	10/9	健康講座「ヤクルト健康教室」	44	友部美佐子 波多野昭乃
	11/13	教養講座「交通安全教室」	35	防災・危機管理課 茨城県警察本部 水戸警察署交通課
	1/29	閉講式・アトラクション (さくらの会・彩の会・フラダンス)	94	こまき恵 ABC アカデミーフラハ
第1回市民センター運営審議会	6/21	行事報告・利用状況・事業計画・定期講座募 集結果・運営方針及び重点目標	8	
グラウンドゴルフ大会	6/23	手軽に楽しめるファミリースポーツ	30	堀原小 グラウンド
教室・クラブ代表者会議	6/27	講座展示発表会等	29	
住民の会屋外清掃作業	6/29	市民センター屋外除草・清掃	—	雨天中止
お父さんソフトボール大会	7/7	市大会予選(4チーム)	80	堀原小 グラウンド
普通救命講習会	7/11	緊急時の応急手当・AED講習	60	
夕涼みのつどい	7/28	夜店・天体観測・映画等	500	
夏休み親子野外研修	7/30	茨城空港(見学) ・なめがたファーマーズ ヴィレッジ(手作りスイートポテト作り)	20	
堀原わくわくサマースクール	8/19	「不思議な光の万華鏡作り」	22	おもしろ理科先生 角田 恒巳
	8/22	「電気でパンを焼こう」	25	おもしろ理科先生 稲野辺 哉
堀原火の国まつり	8/25	パレード・トーチの演技・夜店等	5,000	
高齢者クラブ清掃奉仕活動	9/30	連合会による市民センター敷地内除草	60	
女性セミナー	10/2	講話 「いつまでも若々しく さっそうと生きる生活術」	49	ヘルスサポート21 主宰 古谷 信義
	10/30	移動学習「築地場外・花王すみだ事業所」	42	
	11/27	講話 「筋膜リリースと頭の体操」	27	大津 正夫
	12/26	いけばな教室「お正月の花」	21	定期講座講師 高塩 理光
第58回市民運動会	10/20	全て個人種目・自由参加	—	水害の為 中止
家庭教育強化事業	11/11	おなか元気教室	22	ヤクルト販売 ㈱
教室・クラブ代表者会議	11/14	発表・展示会・2年度講座募集について	29	

行 事 名	期 日	内 容	参加者数	備 考
防災訓練	11/16	堀原地区住民の会・女性防火クラブ・子育て合同	127	水害の為 中止
堀原秋冬子ども教室	11/22	「地学教室」天体観測	22	おもしろ理科先生 川崎 寿剛
	12/25	「物理教室」こまづくり	15	おもしろ理科先生 小笠原 幸秀
	1/6	「書初め教室」	10	定期講座講師 関口秀夫
第35回堀原地区歩く会	11/23	センターホールでのレクリエーション	40	雨天の為
市民センター大掃除	12/12	教室・クラブ代表者による館内清掃	—	センター空調工事 の為中止
お飾りづくり教室	12/14	正月用しめ飾り	35	
郷土かるた大会	1/25	市大会予選	60	堀原地区 大会
家庭教育強化事業	2/7	親子で楽しむバルーンアート	133	新原保育所
成人教育講座	2/22	マジックショー	コロナ対策 の為中止	茨大 アンビ シャス
定期講座作品展示発表会	2/22～23	教室・クラブ展示発表会	コロナ対策 の為中止	堀原市民セン ター
第2回市民センター運営審議会	3/2	行事報告・利用状況・定期講座募集について		
家庭教育強化事業	3/9	おはなしキャリーボックス	コロナ対策 の為中止	大内真智 小林祐介

## (2) 令和元年度 利用状況について(1月末)

## ■市民センター利用状況

室内区分		市民センター	社教団体	市	県	一般	合計
ホール	件数	290	68	19	2	170	549
	人数	6,285	3,103	1,393	120	2,438	13,339
和室	件数	106	10	4	11	65	196
	人数	1,525	142	30	47	523	2,267
集会室 会議室	件数	126	173	26	1	128	454
	人数	1,524	2,204	511	15	1,416	5,670
調理室	件数	8	7			5	20
	人数	118	121			33	272
図書室	件数						
	人数						
合計	件数	530	258	49	14	368	1,219
	人数	9,452	5,570	1,934	182	4,410	21,548
館外主催	件数	15	0	0	0	0	15
	人数	921	0	0	0	0	921
館外共催	件数	16	0	0	0	0	16
	人数	5,692	0	0	0	0	5,692
合計	件数	31	0	0	0	0	31
	人数	6,613	0	0	0	0	6,613
総計	件数	561	258	49	14	368	1,250
	人数	16,065	5,570	1,934	182	4,410	28,161

## 【令和元年度】

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
館内	2,341	2,115	2,433	1,998	1,931	3,287	2,031	2,161	986	2,265			21,548	
館外	280	68	96	600	5,350	63	42	59	55				6,613	
総計	2,621	2,183	2,529	2,598	7,281	3,350	2,073	2,220	1,041	2,265			28,161	

## 【平成30年度】

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
館内	2,390	2,189	2,665	2,394	1,727	3,323	2,255	1,822	1,944	1,957	2,781	2,390	27,837	△1,709
館外	40	81	76	500	4,841	0	1,172	309	0	15	0	0	7,034	△963
総計	2,430	2,270	2,741	2,894	6,568	3,323	3,427	2,131	1,944	1,972	2,781	2,390	34,871	△2,672

■図書利用状況

【令和元年度】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
貸出人数	10	8	6	6	4	3	4	2	2	2	/	/	47	/
貸出冊数	24	20	17	13	8	12	10	7	3	9	/	/	123	/

【平成30年度】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
貸出人数	3	2	3	9	5	7	5	2	2	2	2	1	43	△6
貸出冊数	15	5	8	30	17	15	11	4	6	6	13	2	132	△13

### (3) 令和2年度定期講座募集(案)について

① 募集チラシ

別紙(案)により3月15日号の広報「みと」と一緒に地区内全戸に配布する。

② 受付の期間(新規希望者)

4月2日(木)から15日(水)まで

9:00～16:30(土・日を除く)

※ グラブ継続希望者については、各クラブとも1月末日までに申込みを受ける。

令和2年度 堀原市民センター

# 定期講座受講生募集

受付期間 令和2年4月2日(木)～4月15日(水)  
9:00～17:00 まで(土・日は除く)

## 【申込方法】

堀原市民センターへ直接お申込みください。

電話・FAXでの申込みは御遠慮ください。

募集定員になり次第締め切ります。(先着順です)

※子ども絵画教室の募集は別途チラシをご参照ください。

## 【会費納入】

開講日に各講座の会計担当の方へ納入ください。

教材費・材料費は、講座により別途負担となります。

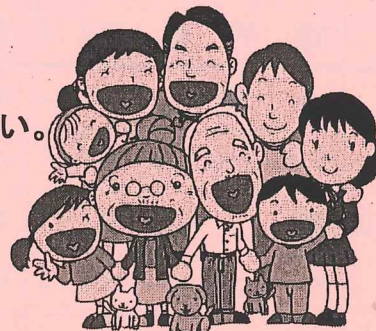
原則として、返金はいたしません。

参加人数により、会費に変更が生じる事があります。

## 【その他】

受講者が10名に満たない場合は、開講できない場合があります。

各クラブの開催日が、市民センター行事により変更になる場合があります。



## 一般教養講座のご案内

堀原市民センターでは、下記のような各種講座・学級を開設いたします。

詳しくはその都度、回覧等でお知らせいたします。

- ☆堀原大学 ☆女性セミナー
- ☆サマースクール(小学生対象)
- ☆単発講座・講習会
- ☆家庭教育強化事業等

☆ぜひ ご参加ください!!



## いきいき健康クラブ

地域の保健推進員と

楽しく体を動かしませんか♪

- ☆毎月 第1・3 木曜日
- ☆午後 1:30～
- ☆場所 堀原市民センター ホール
- ☆65歳以上の方  
体力に不安を感じている方

参加費無料!

いつでも見学・入会可(^ ^)/



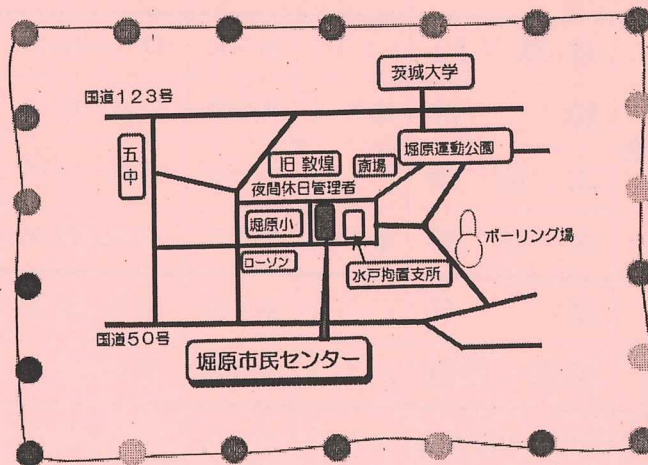
## 子育て広場

子育て中の親子が気軽に集まり、交流できる遊びの場を開設しています。

- ☆毎月 第2・4 月曜日(祝日はお休み)
- ☆午前 10:00～12:00
- ☆3歳までのお子さんと保護者  
(お父さんや祖父母の方も)

参加費無料! 事前申込み不要  
お気軽にお出かけください。

主催 堀原地区住民の会



新

## 本年度6月よりスタート 元気アップ・ステップ運動

- ☆毎月 第1・3・5 金曜日
- ☆午前 10:30～12:00
- ☆場所 堀原市民センター 集会室

連絡先 高齢福祉課地域支援センター

詳細は「広報みと」  
4月15日号の掲載



お問合せ先

堀原市民センター  
電話/FAX252-2750

裏面もご覧ください

# 教室



土	講座名	開催日	会場	時間	定員	募集人数	会費		講師名	備考	開講日
							年	2,500			
	子ども絵画	第1	集会室	10:00~11:30	15	15	年	2,500	佐々木弥生	お絵描き大好き!自由に楽しく	6/6

※卓球(1)(2)クラブは重複の受講をご遠慮願います。

## クラブ(自主運営・初心者可)

土	講座名	開催日	会場	時間	定員	募集人数	会費		講師名	備考	開講日
							年	10,000			
月	いけばな(古流)	第1・3	集会室	10:00~12:00	20	3	年	10,000	高塩理光	楽しい教室です。初心者の方お待ちしております。	5/18
	歌謡	第2・4	ホール	13:00~15:00	40	10	月	1,000	金沢はるみ	丁寧な指導のもと楽しく唄いましょう。	5/11
	絵手紙	第2・4	集会室	10:00~12:00	20	9	年	10,000	友部久美子	心を込めてハガキに絵のあるラブレターを。	5/11
火	卓球(1)	1・2・3・4	ホール	9:00~12:00	38	2	年	3,500	助川寿夫	楽しく無理のない健康づくりをコーチの優しい指導のもとで...	5/12
	フォークダンス	第1・3	ホール	13:00~15:00	30	10	月	1,000	梶山美恵	メロディに合わせて体を動かし、楽しい時間をすごしましょう。	5/19
	書道	第1・3	和室	9:30~12:00	20	5	月	1,000	小林一夫	脳トレに最適!趣味から実用、芸術まで楽しく学びましょう。	5/19
	アートフラワー	第2・4	集会室	10:00~12:00	13	5	月	1,000	桑名真佐子	リボンから、簡単なお花が作れます。	5/12
	健康体カづくり	第2・4	ホール	13:30~15:30	45	9	年	6,000	横山秀峰	体力づくりで若返りを!!	5/12
水	リズム体操	第1・3	ホール	10:00~12:00	30	10	年	10,000	山家美江子	音楽にあわせての運動と、気持ちの良いストレッチです。	5/20
	新舞踊	第1・3	和室	13:30~15:30	15	5	月	1,000	泉秀矢	初心者大歓迎!いつでも入会、お待ちしております。	5/20
	園芸	第2	集会室	13:30~15:30	20	5	月	500	渡辺達也	楽しい教室で、美しい花を咲かせましょう。	5/13
	指圧	第2・4	和室	10:00~12:00	30	3	年	7,000	真家よし江	結構を良くするのに指圧が一番!楽しいよ。	5/13
	お菓子づくり	第4	調理室	9:30~12:30	16	空待	年	4,000	塚原秩子	教室で作ったお菓子をお持ち帰りできます。	5/27
木	ダンススポーツ	1・2・3・4	ホール	19:00~21:00	20	10	月	1,500	大内敏司	スタンダードとラテンの基本的な踊りを習得します。初心者の方勇気を出して習ってみませんか。	5/7
	英会話	第1・3	コミュニケーションルーム	10:00~11:30	21	2	年	1,000	ニール・ヘンリー	英語を楽しく勉強して、世界を広げましょう。	5/14
	コーラス	第1・3	ホール	10:00~12:00	50	12	年	10,000	竹内国江	健康増進、皆で歌いましょう。特に男性歓迎!!	5/7
	なぎなた	第2・4	ホール	10:00~12:00	20	3	年	2,000	舞木澄子	元気に明るく、皆で技をみがき合う!健康に!	5/14
	ヨ一ガ	第2・4	和室	14:00~15:30	20	6	年	8,000	佐久間恵子	美容と健康を兼ねて身体を整えましょう。優しい先生です。	5/14
金	卓球(2)	1・2・3・4	ホール	13:00~16:00	30	2	年	3,000	後藤斌	卓球好き集合!コーチの多球練習で技術向上応援!見学可	5/1
	詩吟	第1・3	集会室	13:30~15:30	15	5	月	1,000	大内喜美江	声を出すことは健康に最適!初心者の方大歓迎!!	5/1
	太極拳	2・3・4	ホール	10:00~12:00	54	5	年	4,000	椎名秀子	丁寧な指導により、無理せず楽しみながら続けられるクラブです。	5/8
	大正琴	第2・4	集会室	13:30~15:30	10	3	年	12,000	萩谷治美	認知症予防に良いそうです。大正琴はお貸しします。見学にお出かけください。	5/8
土	空手	1・2・3	ホール	17:00~20:30	50	10	月	1,500	中根淳一	スポーツ少年団活動を母体として楽しく心と体を鍛えています。入会しませんか!	5/2
	囲碁・将棋	2・3・4	和室	13:00~16:30	30	10	年大人3,000 小中生1,500	自主運営	囲碁・将棋一度覚えれば退職後も楽しめます。	5/9	
日	堀原火の国太鼓	第1・3	ホール	18:30~20:00	20	10	無料	寺島玲子	小中学生大歓迎!和太鼓を楽しく練習しましょう。	5/17	

キリトリ線

### 令和2年度 堀原市民センター 定期講座 受講申込書



講座名	氏名(ふりがな)	住所	電話番号



# 水戸市市民センター条例

平成21年9月29日  
水戸市条例第33号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

## (事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

## (使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

## (使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

## (権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

## (使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)

# 水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

## (趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

## (利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

## (使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

## (使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

## (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

1. この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
4. 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。